

令和7年度第5回播磨町人権尊重まちづくり検討委員会 会議録

日時

令和7年10月27日(月) 9:30～11:10

場所

播磨町役場第2庁舎 3階 会議室2

次第

- 1 はじめに（教育長）
- 2 協議事項
 - （1）人権尊重のまちづくり推進計画の素案検討②について
 - （2）その他
- 4 連絡事項
- 5 おわりに（教育委員会 部長）

資料

- ・ 第5回検討委員会資料
- ・ 年間スケジュール

議事要旨

発言者	内 容
	<開会> < 1 はじめに> 教育長 10月から就任した赤松である。よろしくお願いします。お忙しい中出てきていただき、町のためにご尽力いただくことを感謝する。今後ともよろしくお願いします。 事務局 ここからは協議事項に入るので、吉原委員長に進行をお願いします。 委員長 人権尊重のまちづくり推進計画の素案について事務局より説明をお願いします。 < 2 協議事項> (1) 人権尊重のまちづくり推進計画の素案検討②について（事務局より説明） 委員長 修正の概略について説明をいただいた。気になるところをご指摘いただきたい。冒頭に年間スケジュールの確認があったが、パブリックコメントまであと1回あるので、気になるところについて今日しっかり出していただければ良いと思う。よろしくお願いします。章ごとに進めたい。第1章についてどうだろうか。 委員 3ページ目の国内の動向について、2行目に令和6年度の在留外国人の人数が出ていますが、令和7年度の数字が公表されており、395万人で前年度より18万人増となっているので、新しい情報のほうが良いと思われる。 委員長 最新のデータに修正してほしい。 委員 「LGBT理解増進法」のところだけ※印が2つついている。一つを外したら良いのではないか。法律名に2つ※印があるのは違和感がある。 委員長 注記が2項目あるのでそうになっている。 事務局 委員長がご指摘のように「LGBT」の説明と「LGBT理解増進法」の説明の2つある。「LGBT」の注釈を上にして対応するようにしたい。 委員 注釈は一つでも良いと思ったが、そこはお任せしたい。 委員 細かいチェックは事務局でされると思うので、9月の検討委員会の後にどのよ

発言者	内 容
	うに修正されたかという観点から読んだ。そうすると、非常によく精査されている。個別の単語的な問題ではなく、推進計画の各項目がどう適正に構成されているかの確認を早くしなければならない。個別の単語の修正は今後きちんとされると期待している。データや文面もこの1か月で精査されてよくできている。第1章から第4章の構成も、推進計画の設定、方向性、行政としての責任、さらに人権委員会を通じて町民との協働といったこともうたわれており、流れは適正だと思った。また、文章についてもきちんと精査され、推進計画としての形が整ってきたというのが感想である。その上で、3つほどわからないことがあり、町の考え方を説明していただければと思う。 25 ページに播磨町について「以下『本町』という」となっているが、25 ページでは「播磨町においては」という表現になっている。国に対する言葉なので「播磨町」としたのだと思うが、冒頭に「本町」としているのも、ここだけ「播磨町」にした理由がわからないと思う。 もう一つは、24 ページの「こども」の項の施策の方針で、修正箇所の表にもあるが、「こども・若者」と入れている。「若者」という表現は、一般的には18～30 歳くらいを想定する概念になっている。国連では15～24 歳くらいを若者というとなっている。こどもの項に「若者」を入れた時に、「こども」は低年齢を意味し、ハイティーンを「若者」としたという意味合いだと思うが、24 歳や30 歳くらいまでという概念が入ってくるので、大人のことをなぜ入れたのかと思われるのではないかと思った。 もう一つは、29 ページの部落差別のところ、「教育啓発」とあるが、「教育・啓発」とした方が良いと思う。
委員長	事務局はどうか、「教育・啓発」は良いだろうか。「播磨町」か「本町」かについては「本町」に統一するだろうか。
事務局	「本町」で修正したいと思う。
委員	国に対して播磨町という意味合いであれば、理由があるならば問題ないと思ったが、ミスであれば修正しておいてほしい。
事務局	計画によってはそのような意味合いを込める場合もあるが、この計画については統一して「本町」という形をとりたい。
委員長	「若者」についてはどうか。
事務局	前回の会議で、不登校はこどもだが、引きこもりやニートはこどもに限らない

発言者	内 容
	のでは、というご指摘をいただいた。それに対応した修正となる。若者については国際的な定義もあるが、国内ではおおむね 39 歳まで、またこども大綱では明確に年齢を区切らずに成長過程にあるものという定義をされている。こうした成長過程にある若者についても何らかの権利擁護が必要な存在とみなしていくのがこども基本法やこども大綱の理念になっている。そのため、それを踏まえて 18 歳までのこどもには限らないものを含んでいるという意味で「若者」という言葉を足して修正したものである。
委員	私はこれで良いと思うが、公開されると色々な人が読むことになる。違うのではないかと指摘があった時や、質問されたときに、町としてきちんと説明できるようにしていれば良いと思う。
事務局	補足すると、国のこども大綱でも示されていたように、これまで 18 歳未満だけだったものが、こども家庭庁ができてからは「成長過程にあるもの」が加わったため、町で今年取り組むこどもの権利条例においても、18 歳までではなく成長段階にあるものを含んでいる。それとの整合の意味でも入れている。
委員長	説明があったが、事務局としてはこのままということになるだろうか。
委員	注があっても良いのではないか。
委員長	こどもの項目のため、若者が入ってくことに違和感がある人がいるかもしれない。注で若者の定義が変わってきているということを踏まえた説明をするのも一つかと思う。第 1 章に話を戻したい。組み立ては理解しやすい流れになっているように思う。ご意見はないか。
委員	5 ページの各種統計からみた現状について、「若い年齢区分ほど人口が少なくなっていることから」という言葉を「減少し」という言葉に変えるのはよくないのか。
事務局	「減少」という言葉が続いてしまうことから、表現を工夫したものである。
委員	それではこれで良いと思う。
委員	10 ページの囲みのところで、2 段落目にカギ括弧が重なっている。見た目で気になった。括弧の中の括弧は二重カギ括弧にすべきではないかと思う。

発言者	内 容
委員長	他にないか。私から良いだろうか。1 ページの6 行目に播磨町人権尊重のまちづくり条例とあり、「以下『まちづくり条例』という」となっているが、播磨町ではほかに「まちづくり条例」はないのだろうか。他の自治体では「まちづくり条例」が結構ある。ここでは「人権尊重の」条例なので、「まちづくり条例」という略は、概念的に広がってしまって趣旨を反映していない略し方になっているのではないかと危惧している。「まちづくり条例」というと、全体的なまちづくりの条例にも見えてしまう。ご検討いただきたい。他によろしいか。
事務局	条例は「まちづくり」が入るものは他にはないが、要綱にはあり、混乱する可能性があるので検討したい。
委員長	それでは第2 章に移りたい。計画の基本理念等について記載されている。気になる点はあるだろうか。
委員	14 ページの基本方針3 行目に、「人権教育の推進、人権啓発の推進」とあるが、「人権教育及び人権啓発の推進」ではダメだろうか。
事務局	第3 章の項目に対応しているので、このままにしておきたい。
委員長	私も同じことを思ったが、次の項目の柱を示すということでこのままで良いのだと理解した。
委員	「人権啓発の推進」の後に「学習機会の提供」とあったが、それが削除されているのはなぜか。
事務局	表現の不統一があり、統一したものである。
事務局	今説明したことと異なるが、町長からは「学習機会の提供」が大事だという意見もいただいているので、「学習機会の提供」を含めた形で表現を検討したいと思っている。1 つ目は学校中心の教育だが、2 つ目についてもこどもに限らない学習機会の提供が大事ということで、表現を検討したい。
委員	15 ページの3 つ目、「住民の認知は」とあるが、「住民への周知は」という表現ではどうか。
委員	周知であれば「住民への周知」という表現になる。

発言者	内 容
委員	それでは「住民の認知」という表現で良いのか。
事務局	少し検討したい。
委員長	他にないだろうか。よろしいか。それでは第3章の分野別施策の推進についてである。人権啓発の推進については「学習機会の提供」が加わる可能性があるということである。インターネット上の人権侵害に対する取組、そして様々な人権課題についての取組となっている。37 ページまであり、36、37 ページは様々な人権課題としてまとめられている。これについてそれぞれの分野ごとにお気づきの点がないだろうか。
委員	「こども」の第2段落で、「高水準で推移している」とあるが、こどもの暴力行為などは増加傾向で、中学校では減少している。そのため、高水準という表現より、「暴力行為という問題がある」といった形で表現を改めたほうが良いのではないか。
事務局	国の計画の表現を踏まえたものではあるが、「高水準で推移」という表現については外すことも含めて、ご指摘いただいた書き方も含めて検討したい。
委員長	数値の上げ下げをイメージさせるものではない形で検討するということが良いか。
事務局	数値を一概に言うことも難しいので、検討したい。
委員	人権相談・支援体制の充実に関してだが、人権侵害というものは救済が大事だということを教わった。播磨町については町長のあっせんまで入るので、ただ支援するだけではなく、救済まで目を届かせるという播磨町の姿勢を入れていただければと思う。人権侵害についてはやられた方は一生残るものなので、どこまで救済するかを入れていただきたいと思う。
委員長	(3)の見出しの「人権相談・支援体制の充実」という表現に救済のニュアンスを盛り込んではどうかということで良いか。
委員	「町長に対し助言・あっせんを行う旨の申し立てが行われた場合は、適切かつ確実に対応できる体制づくり」とあるので、それで良いのではないかと思った。
委員	勧告まで突っ込んでほしいと思った。

発言者	内 容
事務局	施策の方針としては、その部分を挙げていないので、申立てが行われた後のことについても書いておきたい。
委員	詳しいことを入れたいのはやまやまだが、支援体制の中にあっせん、勧告があるということで、項目としてはこれで良いのではないか。中を読むと勧告は「等」の中に入っているということだが。
事務局	勧告までを含めての条例なので、そこまで書く形で、見出しは支援体制を含むということで整理したい。
委員	17 ページの施策の方針の4つ目、「効果的な人権教育プログラムの」という続きにまた「効果的な」とあるので、くどい気がする。後ろは「研究を進めます」で締めて良いのではないか。
委員長	表現については事務局にお任せしたい。
委員	36 ページだが、施策の方針の2つ目にハンセン病患者についての記載が追加された。その冒頭で「かつての我が国においては」とあるが、少し引っかかる。ハンセン病患者についての4～5行目だが、「患者・元患者の家族も潜在的な感染者として（中略）厳しい差別を受け」とあるが、ここは「感染者とみなされ」とした方が良いのではないか。
委員	一緒に住んでいるから感染者とされたということではないか。
委員	感染している、キャリアだと思われるという意味が出てくるので「感染者とみなされ」というほうが良いのではないか。
委員	「潜在的な」という言葉は取ったほうが良い。今は完治する病気なのに、差別意識を助長させる表記になる可能性がある。
委員	そのような歴史があったという話なので、あまり焦点化してもよくないかもしれない。
事務局	基本的には委員がおっしゃったとおりで、「潜在的」という言葉については、感染者と一緒にとみなされてきたという事実についての記載であるが、この病気の特性として「潜在的」な状態があり、何らかのきっかけで顕在化する性質を持つ

発言者	内 容
	ものだと誤解されかねないので、検討したい。
委員長	現代を生きている私たちが誤解しないような表現で検討してほしい。
委員	次の項目だが、「刑を終えて出所した人等」の「等」については「とう」と読むのだろうか。
委員	執行猶予などもあり、刑務所に入ったとは限らないので「等」が付いている。
委員	次の項目の下から2行目で「必要な支援をつなげる」とあるが「支援に」のほうが、違和感がないように思った。最終的にはお任せしたい。
委員長	第3章まででほかにはないだろうか。
委員	25 ページの上から 19 行目、「成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などへの」を削除し、「相談体制の充実や成年後見制度等の利用支援」を「成年後見制度の説明、利用支援や法律相談など」という表現にしてはどうかと思う。同じような言葉が続いているように思う。
委員長	「成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などへの相談支援体制」ということだが、福祉関係者にも支援が必要なのだろうか。
委員	「など」でくくるのではなく、固有名詞をきちんと書いた方が良いのではないかな。行政がこういうことをしようと思っているということを伝えるようにした方が良いと思う。不体裁になっても具体的に書いた方が良い場合もある。正確に住民に伝えることが最重要だと思う。
委員	この部分は成年後見センターの役割を言っているだけで、そこまで色々なことを言わなくても良いように思う。令和6年にセンターができたということで、その役割を言っているということだと思う。
事務局	高齢者の権利擁護を充実させるために成年後見センターを設置しており、町が進めたい高齢者の権利擁護という点では、相談体制の充実と、実際に利用する場合の利用支援の2つを書いている。ただ、委員のご指摘のように周知ということは大切なので、その部分を追加させていただければと思う。
委員長	委員の意図は伝わったと思うので、よろしくお願いします。

発言者	内 容
委員	様々な人権課題、36 ページで、文章を追加したせいだと思うが、2段落目で「科学技術の発展や、社会や」の2つめの「や」はいらないと思う。前の文章に赤い部分が足されて、訂正されていないのだと思う。
委員	記載の意図を確認する必要がある。
事務局	ご指摘の通り「や」が重なって日本語表現として不格好になっている。意味が変わらないように修正をしたい。
委員	アメリカでは生命保険会社に遺伝子調査のデータが流れ、加入する人を選別する、金額を設定するといった状況が出ているので、社会のあり方まで考える必要があるということで社会環境の問題でもある。
委員	「や」が続くから外す、というのではよくない。そもそもの意図があると思う。そこは慎重に意図する言葉の表現に沿うようにしていただくのが良いと思う。
事務局	「や」を取らない方向で修正を検討したい。
委員	前回の資料では、「科学技術の発展」という言葉が最初に来ていたが、その言葉を後ろに持ってきたことで言葉をつなげるために「や」が続いてしまった。言葉をどこに持ってくるかによって意味合いも変わってくると思う。そのあたりの文章のつなげ方の問題であると思う。
委員長	事務局でご検討をお願いします。他に第3章については良いだろうか。
委員	啓発や学習機会という言葉が入っているのは良い。しかし、こどもの意見表明権や自己決定権という言葉が出てくるが、私は相談員をしていて、自分の意見を言う前に、意見を形成する力、自分の気持ちがどうなのかを言語化する力がないと強く感じている。意見を言いなさいと言っても、どう言ったら良いかわからないという状態である。意思決定ができるまでの相談や情報提供が足りないと思う。 女性の問題のところで、問題が重複し複雑化しやすいというところで、例えば女性で知的障害がある、困窮するという場合に、なかなか働けずに売春に行ってしまうことがある。インターネットや出会い系サイトで情報が入ってくる。大人になってからではなく、中学生くらいの早い段階から、男女ともに予防していくことが足りないと思う。どれだけ自分の命を守ることが大事か、ということを頭

発言者	内 容
	に入れて教育してもらいたいと思っている。
委員長	こどもの権利を擁護するということは色々なところでうたわれていて大事だが、その手前の教育も必要だというご意見かと思う。
事務局	委員がご指摘のこどもが判断できるような力を教育することについては、子どもの権利条約の中にもそのような内容はうたわれており、それを受けてこどもの権利条例を作っているのも、どこまでリンクできるかはわからないが、人権条例ではなく、こどもの権利条例の中で落とし込みを考えさせていただきたい。町の取組としては、そのようにこどもの権利条例の中でうたっているのも、学習の機会が大事ということは認識している。
委員長	人権以外のところでも関連する町の施策があり、いろいろと重なり合っているのもそこで反映していただくことは考えられると思う。それでは第3章まではここまでにしたい。第4章について事務局より説明をお願いします。
	(1) 計画素案第4章について(事務局より説明)
委員	38、39 ページで「播磨町人権・同和教育研究協議会」なので、名称が間違っている。「教育」が抜けているので足しておいてほしい。
	以前に同様の指摘があったと思うが、西暦と元号の併記について、ここにも西暦表記を加えてほしい。
	単純な質問になるが、「人権に係る講演会等開催数」とあるが、これは学校園の職員研修は含むのか。その範囲までを含んでいるのだろうか。イメージしにくかった。
事務局	行政が行う分だけになる。コミュニティセンターまでである。各学校における同和人権研修は含めていない。町職員向けのもは入っている。学校以外ということである。
委員長	他にないだろうか。39 ページの下の外国人の項目について、他の指標のご意見などはないだろうか。取組状況を確認できる良い指標があればということだが。
委員	いきなりは難しいと思うが、外国人の日本語サポートというのはよくわかるしやっていく必要があるが、播磨町在住の外国人の中学3年生の高校進学率がどうなっているか、というのはどうか。中学校までは日本語のサポートがあるが、高校、大学がどうなるかわからない。中学生まではサポートがあっても、外国人の

発言者	内 容
委員	枠がある学校が少なく、進学は厳しいだろうと思う。中学卒業後は放置されているように感じ、高校を卒業できる子どもがどれだけいるかと疑問に思う。今回入れてほしいということではないが、外国人生徒の高校進学率などが将来的に指標に入ってくるまで向上できると良いと思う。 外国人は子どもだけではない。日本語教室は 10 人もいないと聞いたが、そうしたら他の外国人はどこにいるのか。サポーターは学校だけなのか。日本語を教えてもらえる日本語教室というものがあるということが周知されると良いと思う。私も日本に来て、日本語を学びたかったが、どこに聞いたら良いか全然わからなかった。私はたまたま国際交流協会の案内を見つけたのでわかったが、外国人が最初に役場に来た時に、やり取りが必ずあると思うので、そこで「国際交流協会があるよ」と教えてあげてつながるようにしたら良いと思う。
事務局	今まではできていなかったが、最近住民課で転入手続きに来た外国人の方に国際交流が作っている日本語教室のチラシを全員に配る取り組みが始まっている。
委員	それはよかった。
委員	私も国際交流の役員をしているが、多文化共生サポーターの配置率は国際交流協会で聞いたことが無い。どこが担当しているのか。そのようなシステムが播磨町にあるのか。
事務局	教育委員会で県費と町費で実施している。ただ、全員に対してできていない、50%くらいになっている。
委員	私は聞いたことが無かった。
委員	私も耳にしたことが無い。私見だが、国際交流協会と播磨町で施策を共有する機会がなく、現町長になってから徐々にそのような動きが出てきたと思っている。今後、播磨町から国際的な施策についても進めてくださる兆しはある。
事務局	多文化共生サポーターについて、他市町の教育委員会では国際交流協会にまずお願いに行くが、これまでそのような関係ができていなかった。2、3年前から町長が動き出して、国際交流協会にお願いするという形にしようとしている。今は教育委員会が個別に動いている状態だが、本来は国際交流協会にお願いするものであり、今後その形を作っていくために 50%から 100%を目指してがんばっていきたいという意味で、この指標にしている。

発言者	内 容
委員	国際交流協会を長い間やっているが知らなかった。今後変わっていくのと思う。
委員長	説明の中にあったが、指標については今後もう少し検討していく予定ということか。
事務局	もう少し検討したい。
委員長	分野也多岐にわたり、横ぐしを刺すような形になっていると思う。既存の数値を拾うだけでなく、人権に寄せた指標が設定されるとより良いと思う。外国人のところで日本語教室の参加者数だけでは人権問題とどうかかわりがあるのかということにもなる。内実が伴う、意味のある指標を慎重に設定していただければと思う。他にご意見はないだろうか。何かあればまたご意見をお寄せいただければと思う。他によろしいか。それでは、第4章の計画の推進についてはご意見をいただいたということで、協議事項の（2）その他について事務局より願います。 （2）その他
事務局	次回、パブリックコメント案の検討ということで、最終段階に入っていく。冒頭お話しした通り、播磨町長にも内容を確認していただいた結果、きれいにまとまっているが、播磨町としての独自の取り組みを盛り込んでほしい、やっていること、目指していることをもう少し追記してほしいという指示があり、次回までに追記した形で皆様にお示ししたいと思っている。そのため、今日までの議題に入っていなかった文言を追加して再度ご確認いただくことが増えるかもしれないが、事務局としても努力していきたいのでよろしくお願いします。
委員長	それでは、これで議事が終了となるので、進行を事務局にお返しする。
事務局	< 4 連絡事項 > 第6回検討委員会は11月21日（金）14:00 開始で調整している。よろしくお願いします。

